

G. I. Bill と黒人

G. I. Bill and the African Americans

西 崎 緑

Midori NISHIZAKI

福祉社会教育講座

(平成22年9月30日受理)

はじめに

第二次世界大戦に参戦したアメリカ人は、1,635万人¹、そのうち黒人は92万人²であった。これらの黒人兵たちの配属部署を見ると、通常、厨房業務や輸送などの後方支援部隊所属か、黒人のみで構成される戦闘部隊であった。これは軍における人種統合が1948年まで実施されなかったからである³。そのような状況でも、アメリカ社会における人種統合への道は、わずかに、しかし着実に進行していた。例えば、復員兵に支給されたG. I. Bill⁴には、人種別の条項は設定されなかった。それゆえ、少なくとも規程上は、黒人復員兵も白人復員兵と同様にG. I. Billを使って、退役後の市民生活に移行することができたのであり、それが彼らに生活向上への希望を抱かせたとも言える。そこで本論では、G. I. Billの、黒人復員兵および黒人社会への影響を検討する。

黒人に支給されたG. I. Billの影響や効果についての先行研究を見ると、主として2つの相反するように見える評価がある。一方は、G. I. Billの実際の運営が黒人に不利に働いたため、人種間の経済格差は、むしろ戦後に拡大したとする評価(Katznelson 2005)であり、もう一方は、黒人の教育機会が拡大したため、人種間の社会的平等が促進されたとする評価(Mettler 2005)である。本論の結論を先取りして言えば、どちらの主張もG. I. Billと黒人の関係にある意味適切に表現している。ここで確認しておくべきことは、両者の評価が黒人復員兵個人についての生活向上の機会となったことを否定していないこと、そして相対的には黒人復員兵への効果が白人復員兵への効果を上回ることができていないとしていることである。

黒人復員兵の中でも高等教育への進学の意味と

能力のある者は、G. I. Billを使ってそれを達成することができたので、専門職やホワイト・カラーの黒人層は、戦前よりもかなり拡大した。ただし、白人復員兵のほうが、黒人復員兵より容易に階層上昇の機会を獲得することができた上に、それを活用する者も多かったので、黒人を上回るスピードと量で階層上昇が見られた。したがって、結果的に人種間格差は縮まらなかったのであり、黒人にとっての心理的的被差別感はずっと増幅したと言えよう。

こうした状況が生じた背景には、黒人が主としてまだ南部に居住していたという事情も関連していた。黒人復員兵が南部に帰還した場合、G. I. Billの用途が制限されることは必至であり、法自体に人種差別条項を含んでいなかったとしても、黒人への恩恵が減少することは避けられなかった。このような運用上の差別は、すでにニューディール政策による南部への経済支援においても生じており、人種隔離制度が強固な南部においては、もし黒人復員兵がG. I. Billの活用を白人と同様にすることに固執すれば、「分をわきまえない黒人」として危険視され、生命の危険を伴うこともあった。

なお本論で取り扱うG. I. Billは、第二次世界大戦のものに限定する。G. I. Billは、第二次世界大戦に従事した者だけでなく、朝鮮戦争、ベトナム戦争の復員兵にも支給されたが、その内容と効果においては、第二次世界大戦の復員兵に対する制度に及ばない。さらに、黒人の場合には、第二次大戦後にG. I. Billを利用して教育を受けた黒人中流層たちが、1950年代後半から本格化する公民権運動を支えたと考えられるからである。

1. G. I. Billとは

通称G. I. Bill (またはG. I. Bill of Rights=GI権利章典)と呼ばれるのは、1944年兵士再適応法 (The Servicemen's Readjustment Act of 1944, PL346) によって各復員兵に与えられた連邦政府からの報奨である。このG. I. Billは、職業紹介、職業訓練、教育の機会の賦与、持ち家取得などの支援を内容としていたが、主として教育機会の増大と戦後の中流の増加につながった制度として、通常、アメリカ社会では肯定的に受け止められている (Onkst 1998: 517)。

(1) 歴史的経緯

G. I. Bill以前にも、退役軍人に対するさまざまな報奨が提供されてきたが、それらとG. I. Billは、規模や方法において大きな違いがあった。というのも、第二次世界大戦は、合衆国建国以来、初めて政府が大掛かりな徴兵に踏み切った戦争であった。1940年9月に成立した選抜徴兵制度 (Selective Service)⁵ によって、多くの市民が兵力として動員されたため、戦争終結までの間に志願兵も含めて1635万人が軍に動員され、40万人以上が戦死した (紀平 1999: 328)。他の戦争との比較は、表1-1を参照すると明らかである。こうした状況から、それ以前の制度とは比較にならない規模や方法での報奨が必要となった。

なお、アメリカの退役軍人対策を遡ってみると、独立戦争に従軍した者には、終戦時に連邦政府から100エーカーの公有地の土地証書が支給され、州政府から\$80が支給された⁶。彼らのうち困窮する者に対して報奨が支給されたのは、1818年、多くの者の人生が終わろうとするころであった⁷。これは、1812年のメキシコ戦争に従軍した者についても、ほぼ同様であった。

次いで、南北合わせて60万人以上の犠牲者を出した南北戦争においては、1862年に制定された制度によって北軍の退役軍人に対して、傷痍軍人年金、遺族年金、ホームステッド法による農地の優先的取得が定められ、それ以前の制度より報奨の内容と範囲が拡大された。このように、19世紀末までの合衆国の退役軍人対策は、国家が、直接本人あるいは遺族に対して、老齢年金として報奨金を支払う形をとっていた。20世紀初頭の革新主義者たちは、このような恩給の支給に対して、「庇護者的」で「ばら撒き」であり、政党政治の票集めの道具として利用されていると批判してきた (小瀧 2006: 13-16)。

第一次世界大戦時の退役軍人対策では、より少

額の予算に抑えること⁸と、退役軍人の自立を促すために、100パーセント政府出資の恩給ではなく、労働者年金と同様に少額の保険料を支払う方式の年金制度⁹への加入という形がとられた。また、傷痍軍人に対しては、治療と入院のサービス保障、さらに職業リハビリテーションサービスが提供された。しかし、総勢400万人とされる第一次大戦の退役軍人にとって、そのような制度は決して満足のいくものではなかった。それゆえ、彼らは、議会に対して一時金を支給するよう圧力をかけ、1924年、議会は、大統領の拒否権を覆して1945年に最初の一時金支給を行う法律を可決した。ただし、これは、1945年まで待てなかった。大恐慌による生活困難が多くの退役軍人を襲ったことから、彼ら¹⁰は、一時金の即時支払いを求めてワシントンに終結、マッカーサーが率いる陸軍によって解散させられるまで、一ヶ月半あまり首都で野営するという事件となったのである¹¹。

大恐慌後に政権を引き継いだローズヴェルトは、傷痍軍人に対しての政府の補償を許容したものの、それ以外は一般市民と同様に扱うべきであるという基本方針を持っていた。彼は、市民資源保全団 (Civilian Conservation Corp) による失業対策事業や、連邦緊急救済局 (Federal Emergency Relief Administration) による生活支援対策を行おうとした。ここでも、1936年に連邦議会が大統領の拒否権を覆して退役軍人への一時金支給として20億ドルを予算化したので、退役軍人を特別枠で扱う路線はそれまで通り維持された。こうした経緯から、第二次世界大戦に参戦する以前から、戦後の退役軍人対策は議論されることとなり、さまざまな利害関係者の調整を行うこととなった。そのためローズヴェルトは、1940年、彼の叔父が長を務めた全国資源計画局 (the National Resource Planning Board, NRPB) に対して、戦後計画 (Post-Defense Program) を立てるように命じ、NRPBは、一般労働者に対する社会保障政策も念頭に入れながら、完全雇用を目指した動員解除計画を立案した。ローズヴェルトは、1943年7月、従軍した者とその家族が、終戦後、経済的困窮に陥らないようにすることが、合衆国の「道徳的義務」であるとして、議会に対して計画の実行を促した。しかし結局、議会がNRPBへの予算を停止、1943年8月にNRPBは解散に追い込まれ、その計画は途中で挫折となってしまった (小瀧 2006: 45-46)。

結局、G. I. Billは、在郷軍人会 (the American Legion)、ワーグナー (Sen. Robert F. Wagner,

Democrat, N.Y.) などのリベラル派（ニューディール連合）議員、ランキン（Rep. John E. Rankin）などの保守派（南部民主党）議員、それぞれの思惑に基づく政治的駆け引きを経て成立することとなった。まず原案は、1944年1月10日に下院に提出され、上院には翌1月11日に提出された。そして上院では3月24日、下院では5月18日に全員一致で可決された。これにより、1,200万人と予測された第二次世界大戦の退役軍人に各種の復員手当が支給されることとなった¹²。

（2）法の内容と実施状況

成立したG. I. Billの内容は、90日以上兵役に従事し（active duty）、不名誉な退役とならなかった¹³すべての復員兵に対して、4種類の生活支援策を提供するものとなっていた。具体的には、第一に合衆国職業安定局（the United States Employment Service, USES）に各復員兵の技能に合った職業紹介をする義務を負わせたこと、第二は、失業を余儀なくされた復員兵に対して、最高週20ドル、最長52週（1年間）まで失業手当¹⁴を支給したこと、第三は、復員兵が家屋、農地、商業権の購入のためにローンを組む場合、退役軍人援護局（the Veterans Administration, VA）が低金利融資を保証したこと、第四に、復員兵が高等教育または職業訓練を希望する場合、1年間最高\$500¹⁵の授業料を、最長4年間保障したことである（Onkst 1998：518, Mettler 2005：345, 小瀧 2006：49）。

教育条項が設定されたのは、公的発表では、「徴兵・従軍による教育の中断を補償する」ためであった（ETS 1973：19）。しかしそれ以外にも、戦後の混乱を抑え、戦後の社会発展を目指すという政策意図があったと見るべきである。すなわち、戦時中、軍需に協力した産業界が平常時の生産体制に転換するまで時間がかかる。そこに復員した大量の若者が労働市場に参入すれば、求職者が急増し、失業率が増加する。その回避が大きな課題となっていたのである。

こうしたことから、教育条項の挿入は、「ニューディール政策の延長線上」（Skocpol 1997：100）にあるとも捉えられる。ニューディールの市民資源保全団（the Civilian Conservation Corp）や全国青年局（the National Youth Administration）は、経済的危機への連邦政府の介入として実施され、若者の職業訓練と就労の機会の確保、民主主義の保全、若者を一般労働市場から分離することによる失業率の減少などを狙って設立され、その

運用が図られたからである。

また、その他にも武器・戦術の高度化に対応できる兵士を養成する必要性や、軍産複合体を機軸とした戦後のアメリカ産業を支える人材の育成の必要性¹⁶などの動機もあったと思われる。

1944～1956年の間にG. I. Billのために費やされた連邦財政は、145億ドルで、第二次世界大戦の復員兵の約半数がこれを利用した（表1-2）。特に教育条項は、予想をはるかに上回って利用され、第二次世界大戦から帰還した復員兵の約半数（780万人）が、高等教育や職業訓練を受けた。そのうち220万人が大学もしくは大学院を修了し、560万人が職業訓練や実習を受けた。また14パーセントの者が失業給付を受給したといわれている（Skocpol 1997：97-99）。

（3）夢の実現～中流層の増加

退役軍人対策の社会保障の効果は、スコチボルラによって検証されているが、第二次大戦のG. I. Billは、特にその効果が顕著に表れており、この年代の退役軍人の一生を通して便益を与えた（Skocpol 1997, Hickel 2001, Stanley 2003）。すなわち彼らは、高等教育を受け、ホワイト・カラー労働者となり、結婚して家を持ち、老後生活に十分な年金を支給された。彼らの親の世代には、全く考えられなかった、極めて安定的で幸福な生活を送ることができたのであった¹⁷。

第二次世界大戦が始まるまで、多くのアメリカ人にとっては、教育とはせいぜい高等学校卒業までのことであり、その後は自分が暮らすコミュニティで仕事を見つけて働くというのが普通の人生であった。大学に進学するのは、一部のエリートだけであり、戦争が始まる2年前まで、大学を卒業するのは、毎年約16万人程度であった。ところが1950年には、その3倍以上の50万人が大学を卒業することとなった。この急激な進学率の高まりは、全てG. I. Billによるものであるとまでは言いきれないが、G. I. Billがなければ進学を考えなかった者も大勢含まれていると考えるのが自然である。

G. I. Billを使って教育を受ける場合、その進学先は、全く退役軍人本人に任されていた。つまり本人の学力さえあれば、ハーバード大学でも行くことができた¹⁸ので、それが彼らの努力をかきたてた（Bennett 1994：11）。

例えば、この世代のG. I. Billの評価は、上院議員マクガヴァン（Sen. George McGovern, サウス・ダコタ州選出民主党議員）によって以下の

ように語られている。G. I. Billは、「合衆国政府のこれまでの施策の中で最もすばらしいものであり、第二次大戦を戦った1600万人に自分の行きたい大学に通わせた。私は、ノースウェスタン大学でアメリカ史の博士号を取った。そのことが私の人生を全く変えてしまった」(Humes 2006: 266)と振り返っている。田舎の貧しい牧師の息子であったマクガヴァンは、その後大学教授、そして合衆国下院議員、上院議員となり、大統領候補にまでなった。これは、彼個人の特別な成功物語ではなく、多くのG. I. Bill利用者にとって同様であった(Greenberg 1994: 57-58)。

G. I. Billを使って大学を卒業した者は、事務・サービスに従事するホワイト・カラー労働者となり、収入増と生活の安定を獲得した。やがて彼らは、結婚、出産によって住宅を求めていった。こうした住宅需要に応えるため、1950年代はじめには、郊外に一戸建て住宅が大量に建設されるようになった。第二次大戦の退役軍人のうち430万人が、終戦後10年以内に、G. I. Billの低金利融資¹⁹で住宅を取得し、郊外の新興住宅地では、若い核家族が一般化するようになった(有賀 1997: 373, Skocpol 1997: 99)。

さらに、このような生活には、自動車や家電などの耐久消費財の購入も伴ったので、豊かな生活の実感は彼らの世代に共通する体験となった。

2. 黒人退役軍人にとってのG. I. Bill

白人退役軍人にとって夢のような生活をもたらしたG. I. Billは、マイノリティグループにとっても同じというわけにはいかなかった。適用除外は、女性飛行訓練士、沿岸警備隊員、同性愛者などに対しても行われたが(Frydl 2009: 119)、黒人の場合、従軍・除隊について、制度的あるいは実質的差別を受けていた上に、法的に記載されていない差別的適用が運用上実施された。

(1) 第二次大戦従軍・除隊での黒人差別

黒人の正規軍入隊への反対意見は軍の中に根強くあり、陸軍省(the War Department)は、1940年まで黒人の採用について消極的であった²⁰。これに対して、黒人各紙は、遅くとも1938年ころまでには、紙上キャンペーンを実施し、読者に対して黒人を従軍させるよう地区選出議員に手紙を書くように求めたりしていた(Moore1996: 27)。

実は、軍が黒人部隊数に制限を設けたのは、黒人のために別の食堂、家、その他の施設を提供し

なければならなかったという財政的理由もある。1940年には、陸軍にあった黒人部隊はわずか6部隊(4450人)であったが、第二次大戦中に白人とともに徴兵され陸海軍に配属された黒人は、ピーク時の1944年には70万人(全体の約8.7パーセント)に上った。これらに対して、白人とは別の部隊に編成する必要が生じていたのである(有賀 1993: 311, Moore1996: 26, Turner and Bound 2003: 147)。この人種別編成は、看護師や秘書等の陸軍女性部隊(WAC)²¹の場合も同様であった。

さらに黒人は、そもそも徴兵検査の段階で不合格となる者が多かったし、除隊に際しても、青色除隊(Blue Discharge)²²を適用された者も出ていた。例えば、1941年12月から1945年6月までの青色除隊者は、48,603人であったが、そのうち10,806人が黒人であった。よく考えれば、徴兵段階で一旦選別されているため、従軍者の資質が人種間で大きく異なるはずもない。したがって青色除隊者が黒人に偏っている²³のは、上官である白人が黒人の従軍態度に対して先入観や偏見を持っていたことによると考えられる²⁴。青色除隊の連発について、1945年10月、黒人新聞のピッツバーグ・クリエ(Pittsburgh Courier)は、人種的偏見のある上官が、彼に文句を言った黒人兵士を罰するために青色除隊を使っているという実態を軍が放置している、こうしたことが「米軍の兵士」に対して行われていることに抗議するという声明を公表している。

青色除隊がここで問題となるのは、就職に不利であるだけでなく、退役軍人援護局が、青色除隊者に対してG. I. Billを適用しなかったことによる。この青色除隊者への不適用問題について、「青色除隊は、名誉ある除隊(Honorable Discharge)ではないが、不名誉な除隊(Dishonorable Discharge)とも位置づけられておらず、G. I. Billの援護を受けられないのはおかしい」という意見が議会から上がっていた²⁵。こうした主張が黒人をも含めてのものであったのか怪しいが、黒人復員兵の一部に正当であるとは思えない理由でG. I. Billの権利が賦与されなかったということがわかる。

(2) G. I. Billの運用における差別

「G. I. Billは、表面的には人種差別をしていない様相を呈している、その恩恵を受けることができたのは、ほとんど白人退役軍人である。ほとんどの黒人(退役軍人)は、職業訓練校に追いやられたのであった。」(Humes 2006: 92)とい

われるように、たとえG. I. Billの権利が賦与されても、その制度の実質的運用において黒人差別が行われていた。

とりわけ、黒人復員兵に対する便益の制限は、彼らの半数が南部に居所を有していたことから生じていた (Modell, Goulden and Mgnusson 1989 : 839)。黒人復員兵が退役軍人援護局 (VA) や合衆国職業安定局 (USES) の地方事務所を訪問しても、そこにいるのは、ほとんど白人であった (Onkst 1998 : 519)。まず彼らが遭遇したのは、白人係官や相談員からの嫌がらせである。相談員の承認がなければ、G. I. Billを使って教育を受けることも、就職することもできなかったのである。

そして、厳格な人種隔離と黒人の生活や行動の自由が制限されていた南部では、黒人を受け入れてくれる高等教育機関は、実質的に黒人系大学、短大、専門学校しかなかった²⁶。また大学を卒業しても、黒人が一般企業のホワイト・カラーの仕事を得ることはほとんど不可能であったから、黒人自身にとっても進学の意味が薄かった。また、そもそも従軍前に高等学校を修了していた者が少なかったため、多くの黒人が、高等教育を受ける権利をG. I. Billによって与えられていても、短大や大学の入学要件を満たしていなかったから、職人や技能職の訓練を受けることとなった (Humes 2006 : 97-98)。

さらに家の購入や起業資金のための借り入れでは、銀行に申し込んでも、「黒人である」という理由で拒否された。例えば、オンクストによれば、1946年後半にミシシッピ州で認可された退役軍人向け貸付のうち、わずか0.3パーセントが黒人であったし、黒人向け雑誌 Ebony が1947年夏に実施した調査では、ミシシッピ州で3,229件のローンが組まれたが、そのうちわずか2件が黒人向けであった (Humes 2006 : 96, Altschuler and Blumin 2009 : 198)。その上、黒人が白人地区に住むことは当時の常識では考えられないことであったから、黒人が郊外の新興住宅を購入することもできなかった。

G. I. Billによる支援策のうち、失業手当は、法制化の段階から南部選出の下院議員ランキンらが最も警戒したものであった。すなわち、彼らは、もし黒人復員兵が失業手当を受給すれば、南部での黒人向けの仕事の劣悪な条件を嫌って就業しなくなるという恐れを抱いていた²⁷。ランキンがG. I. Billの失業手当の実施状況を調べた結果、1946年7月の段階で、ミシシッピ州で失業手当を

申請した復員兵は、白人16,000人、黒人2,618人であった。しかし、これはあくまでも数々の嫌がらせにもかかわらず申請した数であり、支給された数ではなかった (Frydl 2009 : 235-236)。

(3) 黒人復員兵のG. I. Bill活用

黒人復員兵は、さまざまな人種差別を経験しながらも、なおこの機会を個人の生活向上のために活用しようとした。特に教育と職業訓練プログラムの活用割合は、白人退役軍人のそれを上回っていた。1944年に行われた調査では、白人兵の29パーセントが退役後の就学希望を示したのに対し、黒人兵では43パーセントが就学希望であった (Turner and Bound 2003 : 151)。

そこで復員後に教育を受けようとしていた南部出身の黒人兵は、南部の黒人教育施設が質量ともに不十分であったことや卒業後の就職の可能性を考えて、北部に移住した (Modell, Goulden and Mgnusson 1989 : 844) 例えば、後にケネディ、ジョンソン、ニクソンの3政権にわたり大統領のアドバイザーを勤めたホイットニー・ヤング (Whitney M. Young, Jr.) は、ミネソタ大学社会事業学校に入学し、修士号を取得した。むろん、北部出身の黒人復員兵たちも就学した。イリノイ大学名誉教授のロバート・ユーバンクス (Robert A. Eubanks) の場合、機械工学を学んだが就職先がないために大学院に進学し、博士号を取得し、その後イリノイ大学に30年間勤務することとなった (Wilson 1994 : 38)。

こうした例は、枚挙にいとまがないが、陸軍女子部隊 (WAC) の例を見ても、教育条項を活用して高等教育を受けた者たちに共通するのは、もともと高等教育への志向があった人である。結局彼らは、G. I. Billがなくても高等教育を受けていたかも知れず、G. I. Billの効果は、短期間でそれを達成できたところにあった。つまり、G. I. Billは、資質を有していた少数の人々については、黒人であっても便益を提供することができたのである。これは、それ以外の黒人については、せいぜい職業訓練を活用することにとどまったということと対称的である。

3. 黒人社会にとってのG. I. Bill

メトラー (Mettler 2005) が言うように、G. I. Billが黒人退役軍人個人にとっての生活向上に役立ったことは、一部の人々にとって確かであるが、黒人社会全体にとってはどうであっただろうか。

G. I. Billによってかえって白人との格差が開いたという意見 (Katznelson 2005) をどう見るべきであろうか。

G. I. Billの黒人社会への影響の第一は、黒人高等教育機関を救ったことであろう。南部において黒人が高等教育を受けることは容易ではなかったが、その数少ない教育の機会を与えていたのが私立の黒人大学であった。黒人大学は、その設立時から常に財政的危機に見舞われていたが、大恐慌以後、それまでの主な収入源であった北部のキリスト教会や篤志家からの援助が激減したため、より一層閉校の可能性が高まっていた。また、黒人家庭の生活困難も黒人子女の就学を妨げたので、黒人系大学の経営を圧迫した。

こうした中、黒人教育機関を存続させるために、タスキギ学院第3代学長フレデリック・パターソン博士 (Dr. Frederick D. Patterson) が中心となって、黒人大学関係者が、1943年黒人大学基金連合 (the United Negro College Fund, UNCF) を設立する (Tucker 2002: 416-417)。黒人大学基金連合は、篤志家や黒人家庭からの寄付金を集め、黒人高等教育機関の財政的支援を図った。1944年にUNCFが行った最初の年次キャンペーンで集まった資金は、76万5千ドルになった。これは各大学が個別に集めていた資金を合計したものの3倍であったが (Tucker 2002: 421)、それだけで経営が安定するわけではなかった。

このようなところでG. I. Billによる収入増もたらされ、その財政危機を救ったというわけである。たとえば、黒人系大学の最高峰ハワード大学の場合、1946年夏には、776人の復員兵が入学したが、続く秋には1,000人が入学した (Hunter 1994: 67)。

黒人社会全体への影響の第二としては、長期的な収入増と生活安定がもたらされたことである。大恐慌によって大きな打撃を受けた黒人社会であったが、戦時の労働力不足によって雇用状況は大きく改善された。合衆国議会は、1940年5月以後多額の軍事予算を承認したが、第二次大戦が終わるまでに軍需工場建設に総額160億ドルもの政府資金が充てられ、国民総生産は、一挙に2倍となった。これに伴い、1500万人分もの新しい雇用が生まれ、アメリカは慢性的な失業問題を解決したばかりか労働力不足に陥った。こうしたことを背景に黒人の労働運動家たちは、雇用における人種差別解消を推し進めようとした。たとえば、A. フィリップ・ランドルフ率いる労働運動家たちは、開戦直前の1941年、黒人大衆によるワシントン行進

を行おうとした。結局、これを契機として、ローズヴェルトは、大統領令8802号によって連邦政府機関および連邦政府と軍需契約を持つすべての企業の雇用で黒人差別を禁止し、監視機関として公平雇用行為委員会 (Fair Employment Practice Committee, FEPC) を設置するに至った。(有賀 1997: 307-311, Thernstrom 1997: 70-72)。

以上のような社会情勢と政府の対策により、戦時中から黒人社会の経済状況は、改善に向かっていった。公平雇用行為委員会の介入がなくても、労働力不足から軍需産業における雇用は順調に伸びていったし、政府機関や政府が主催する職業訓練の機会も黒人に割り当てられていた。ただし、1940~60年代にかけての黒人家庭の大幅な収入増は、雇用における人種差別が解消されたせいではなかった。1960年時点で白人の所得と比較すると、なお平均40パーセント低く、白人家庭の2倍の失業率となっていた (Thernstrom 1997: 83)。

人種格差が依然として顕著であったことは確かであるが、そのことは、黒人家庭の所得増を否定することにはならない。1940年代には、75パーセントの黒人家庭が貧困線以下の生活であったのに対し、1950年代には、39パーセント、1960年代には33パーセントにその割合が減少した。また、黒人の平均寿命は、1940年から20年間に10.5年も延長したし、持ち家率は、38パーセント (白人の持ち家率の2分の1から3分の2) にまでなった。特に持ち家率の上昇については、黒人中流層が急速に膨張したことを示している (Thernstrom 1997: 82-83)。

こうした黒人家庭の所得増や中流層の膨張は、いくつかの複数の原因が影響しあって引き起こされており、それにG. I. Billがどの程度貢献したのかについて数量的に明らかにすることは難しい。しかし、先に見たように、G. I. Billを用いて高等教育や職業教育を受けた者には、賃金水準の上昇があり、その結果彼らの生活は向上した²⁸。

さらに、1940年代から始まった第2次大移住 (the Second Great Migration) が、黒人の就く職業を変え、収入を向上させた。黒人は、南部の農業労働者として貧困にあえぐ生活から、南部都市での生活、あるいは、北部への移住によって製造業で働く労働者になっていったのである。

職業的条件と地理的条件の大きな変化は²⁹、黒人の経済的状況を改善したのみにとどまらず、子女の教育投資へと反映していく。黒人の購買力向上と白人上層ホワイト・カラー職の増加により、従来、白人が独占していた中低層のホワイト・カ

ラー職種（販売員や事務員）が黒人にも手の届くものとなったため、それに最低限必要な高等学校卒業の学歴を得るものが多くなった。例えば、1940年には、黒人のうち4年またはそれ以上の高等学校就学歴を持つ若者（25～29歳）は、12.3パーセントであったのが、1950年には23.6パーセント、1960年には38.6パーセントに上昇したのである（Thernstrom1997：84）。

おわりに

以上見てきたように、まずG. I. Billは、退役軍人支援を通じて、短期的にも長期的にも社会保障を補足するものであった。そこには、退役軍人対策のパラダイムシフトが見られる。年金中心の貧困高齢者対策を主としていた退役軍人施策が、戦後のアメリカ社会を担う若者への支援にシフトし、そのことが一定の世代の後年までの生活を向上させた。また従軍を条件とした支援は、母子家庭などの女性への支援ではなく、働き手である男性を養成する支援へとシフトし、戦後の核家族のモデルの形成に役立った。そして、公営住宅を建設する代わりに家のローンを組めるようにすることは、持ち家政策へのシフトをはかるものであった。

黒人退役軍人への不利な状況は、こうした利益が法的には保障されていたにもかかわらず、現実には一部のものにしか保障されなかったところにある。白人退役軍人と黒人退役軍人のこの格差、特に教育条件における格差が、南部において意識されたことが、公民権運動への火種となっていったことは十分に想像できることである。

¹ 徴兵による者は約1,000万人である。残り635万人の志願兵の中には、25万人の女性が含まれていた。

² “World War I and II: Comparison of Black Army Personnel in World Wars I and II” in Jessie Carney Smith and Carrel Peterson Horton, Eds. *Historical Statistics of Black America*. p. 1255.

³ 1948年7月26日、トルーマン大統領（President Harry S. Truman）は、大統領令9981号（Executive Order 8802）によって軍隊における人種、宗教、出身国による差別を禁止した。

⁴ 1944年6月22日に制定された兵士再適応法（Servicemen's Readjustment Act）によってもたらされた復員兵に対する一連の支援策を指す。G. I. Billというのは通称。

⁵ 独立戦争以後、合衆国の軍隊は、基本的に志願兵で成りたってきた。1862年に南部でアメリカ史上初の徴兵制が施行され、北軍でも1863年に徴兵制が施行された（小瀧2006：11-12）。合衆国議会は、第一次世界大戦中の1917年にも選抜徴兵法を成立させているが、いずれも戦時の兵力不足を補足するために実施されたものである。しかし1940年9月16日に制定された選抜徴兵法（Selective Training and Service Act of 1940）は、平時における徴兵を行った初の制度である。本法によって、21歳から35歳までの男子すべてが地方徴兵局に登録することが義務付けられ、抽選で選ばれた者は南北アメリカ大陸および合衆国領において12ヶ月の兵役を果たすこととされた。第二次大戦参戦以後は、18歳から65歳の男子が徴兵登録を義務づけられ、45歳までの男子には実際に兵役（1941年から12ヶ月以上と）を科す可能性があることとされた。兵役期間は、第二次大戦の開戦によって延長されたため、第二次大戦時の平均従軍期間は、33ヶ月となった。この制度は、1947年3月31日に一旦廃止されたが、1948年再び選抜徴兵法が制定され、19歳から26歳男子すべてに徴兵登録を義務付け、選抜された場合には21ヶ月の兵役従事とその後5年間の予備兵登録が科された。

⁶ 1776年の大陸会議では、傷痍軍人に対して軍給与の半額を州が支給する年金制度ができ、1978年には、終戦まで勤めた将校に7年間軍給与の半額を州が支給する制度ができた。終戦時に80ドルが支給されたのは、それ以外の者に対してである（小瀧2006：9）。

⁷ 最短2年間従軍した者で傷痍軍人になった者、あるいは貧乏退役軍人に対して、年金が支給された。

⁸ 1893年には、年金受給者は10万人弱（996,012人）となり、連邦収入の41.5パーセントが年金支払いに当てられていた（小瀧2006：14）。

⁹ 1914年に制定された戦争リスク保険法（War Risk Insurance Act）。これは、留守家族に対して兵士自身の給与から生活費を支給するという連邦制度で、全国で210万人の留守家族が受給した（小瀧2006：25）。

¹⁰ 17,000人の第一次大戦退役軍人とその家族や関係者を合わせて、43,000人の人々が首都に集結した。

¹¹ 6月14日ころから首都に集結したBonus Armyは、アナコスタシア河畔に野営していたが、7月28日法務長官ウィリアム・ミッチェル（William D. Mitchell）が解散命令を発したため、ダグラス・マッカーサー司令官（Gen. Douglas MacArthur）率いる陸軍によって首都から排除された。

¹² このあたりの事情については、Ross1969：99-118, Frydl 2009：100-145参照。

¹³ この除隊時に不名誉な除隊（Dishonorable Discharge）ではない、という条件については、その適

用について問題が生じていた。詳細は、2(1)参照。
¹⁴ 失業手当の支給について、下院退役軍人問題委員会委員長ランキンは、黒人復員兵が働かなくなる、として強硬に反対した(小瀧2006:49-50)。

¹⁵ 年間\$500は、当時の基準でいえば、最高の私立大学の授業料をもカバーできるものであった(Skoepol 1997:97)。

¹⁶ 第二次大戦中、兵器の扱い方の学習、軍規律の遵守、戦闘目的や方法の理解などに支障があったことから、陸軍省は、兵士の学力不足に対応するため、特別訓練科(Special Training Units)を設置して、4年次レベルの読み、書き、会話の補習を行わざるを得なかった(Loss2006:876-882)。また、人口政策センター所長のホッジキンソンは、G. I. Billがアメリカを技術、エレクトロニクス、産業を主体とする国家に作り変えたと評価している(Greenberg1994:59)。

¹⁷ Stanleyの研究によれば、退役軍人のうち特に1923~26年に生まれた者(高校卒業後すぐに入隊した者)が、もっともこの利益を受けたとされる。入隊時に21歳以上になっていた者は、除隊後、学校に行くよりは家族を養うために働くことを選択した者がかなりいたためである(Stanely2003:673)。

¹⁸ この条件は、わずか数年で取り下げられてしまい、その後は、授業料に自己負担が導入される(Bennett 1996:157)。

¹⁹ 退役軍人援護局が保証する低金利融資は、市場の信用を得て成功したので、これ以後、民間人に対する低金利の住宅融資も盛んとなった。

²⁰ 1941年9月の段階で、徴兵検査に合格する資質を持ちながら選抜されなかった黒人は27,986人おり、1943年には30万人にのぼった。これについて白人民衆からの不満もあったため、戦争人材委員会(War Manpower Commission)が陸軍に対して黒人部隊数に制限を設けないよう申し入れをする局面も生じた(Murray1971:62)。

²¹ 第二次大戦中を通して15万人の女性が陸軍女性附属部隊(WAAC)・女性部隊(WAC)に参加したが、そのうち約4パーセントが黒人であった(Moore1996:26)。なおWAACは、1942年に結成され、1943年から陸軍の正式な組織であるWACに変更されたので、G. I. Billの対象となった。

²² 1916年に創設された制度。

²³ http://en.wikipedia.org/wiki/Blue_discharge#cite_note-20 2010年8月13日取得。

²⁴ 第二次世界大戦中、同性愛者は、軍病院に収容され、精神科医の診察を受けた上で除隊となったが、その際に青色除隊を適用することが一般的となった。黒人に同性愛者が多いというわけでもなく、黒人が従軍者の

わずか6.5パーセントしかいなかったことから考えれば、この数は異常に大きい(McGuire1993, Canaday 2003)。

²⁵ たとえば、G. I. Billの提出者であった上院議員ベネット・クラーク(Bennett Champ Clark, 民主党, ミズーリ州選出)は、徴兵によって一般市民生活を犠牲にして従軍した者に対して、特にその者が問題を起こしたのではないのに(no fault)、従軍態度が十分でなかったという理由で、退役後の援護制度を適用しないことは不条理であると訴えた(Bennett1999:141)。彼が黒人をも含めてこの主張をしたのか否かは別であるが、不適用問題への抗議があったことは、留意すべきである。

²⁶ 第二次大戦時には、およそ100の黒人系大学が南部にあったが、それはキリスト教会の援助によるものか、第二次モリル法によって開設された州立大学であった。いずれも白人が通う大学より施設、教授陣、科目等においてかなり劣っていると言わざるをえない状況であった(Turner and Bound2003:151-153)。

²⁷ このことは、おそらく労働力不足を心配したというよりは、むしろ南部の他の黒人に与える心理的影響、さらにそのことが南部白人の制御できない領域を生じさせ、白人絶対優位体制のほころびを生じさせるという懸念ではなかったかと思われる。また、税を黒人への便益に与えるということについて、納税者の多数を占める白人民衆の反感を買えば、ランキン自身の政治生命が危機に陥るといった危険性もあった。

²⁸ 黒人労働者のうち、退役軍人と従軍未経験者を比較すると、製造業に就職した者はやや退役軍人のほうが少ない。また退役軍人は、政府機関に就職したものが若干多く、失業率も退役軍人のほうが少なかった(Collins 2000,772)。

²⁹ ただし、その教育の質については、疑問が掲げられている。例えば、1965年に実施されたJames S. Coleman(社会学者)の調査では、北部においても白人と黒人の生徒では3年分の学習進度の開きがあるとされた(James S. Coleman(1965) *Equality of Educational Opportunity*. U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education. Washington, D.C.: GPO)

【文献】

アメリカ合衆国商務省編(1999)『アメリカ歴史統計』東洋書林。

有賀貞, 大下尚一, 志邨晃佑, 平野孝編(1993)『アメリカ史2-1877年~1992年』山川出版社。

小瀧陽(2006)『アメリカ合衆国における退役軍人政策と福祉国家的制度の展開』一橋大学大学院

社会学研究科.

紀平英作編 (1999) 『アメリカ史』 山川出版社.

Altschuler, Glenn C. and Blumin, Stuart M. (2009) *The GI Bill: A New Deal for Veterans*. Oxford, New York: Oxford University Press.

Bennett, Michael (1999) *When Dreams Come True: The GI Bill and Making of Modern America*. Dulles, VA: Brassey's.

Berube, Allan (1990) *Coming Out Under Fire: The History of Gay Men and Women in World War Two*. New York, The Penguin Group.

Educational Testing Service (1973) *Final Report on Educational Assistance to Veterans: A Comparative Study of Three G.I.Bills*. Washington, D.C.: GPO.

Frydl, Kathleen J. (2009) *The GI Bill*. New York: Cambridge University Press.

Humes, Edward (2006) *Over Here: How the G.I. Bill Transformed the American Dream*. Orlando, FL: Harcourt.

Jansson, Bruce S. (2009) *The Reluctant Welfare State: Engaging History to Advance Social Work Practice in Contemporary Society. Sixth Edition*. Belmont, CA: Brooks/Cole, Cengage Learning.

Katznelson, Ira (2005) *When Affirmative Action Was White: An Untold History of Racial Inequality Twentieth Century America*. New York: W.W. Norton & Co.

McGuire, Phillip (ed.) (1993) *Taps for a Jim Crow Army: Letters from Black Soldiers in World War II*. University Press of Kentucky.

Mettler, Suzanne (2005) *Soldiers to Citizens: The G.I.Bill and the Making of the Greatest Generation*. Oxford, New York: Oxford University Press.

Moore, Brenda L. (1996) *To Serve My Country, To Serve My Race: The Story of the Only African American WACS Stationed overseas during World War II*. New York: New York University Press.

Ross, Davis R. B. (1969) *Preparing for Ulysses: Politics and Veterans During World War II*. New York: Columbia University

Press.

Thernstrom, Stephan and Thernstrom, Abigail (1997) *America in Black and White: One Nation, indivisible*. New York: Simon & Schuster.

【論文】

Atkins, James. A. (1948) "Negro Educational Institutions and the Veterans Educational Facilities Program." *Journal of Negro Education*. 17(2): 141-153.

Bennett, Michael (1994) "The Law That Worked," *Educational Record*. 75. 6-12.

Brooks, Jennifer E. (2000) "Winning the Peace: Georgia Veterans and the Struggle to define the Political Legacy of World War II." *Journal of Southern History*. 66(3). 563-604.

Canaday, Margot (2003) "Building a Straight State: Sexuality and Social Citizenship under the 1944 G.I.Bill." *Journal of American History*. 90(3). 935-957.

Collins, William J. (2000) "African-American economic Mobility in the 1940s: A Portrait from the Palmer Survey." *Journal of Economic History*. 60(3) 756-781

Greenburg, Milton (1994) "The G.I.Bill," *Educational Record*. 75. 56-57.

Herbold Hilary (1994-95) "Never a Level Playing Field: Blacks and the GI Bill." *Journal of Black in Higher Education*. 6:104-108.

Hickel, Karl Walter (2001) "War, Religion, and Social Welfare: Federal Aid to Servicemen's Departments in the South." *Journal of American History*. 87(4). 1361-1396.

Hine, Darlene Clark (2003) Black Professionals and Race Consciousness: Origins of the Civil Rights Movement, 1890-1950. *Journal of American History*. 89(4). 1279-1294.

Humes, Edward (2006) "How GI Bill Shunted Blacks into Vocational Training." *Journal of Blacks in Higher Education*. 53, 92-104.

Hunter, Gregory (1994) "Howard University: "Capstone of Negro Education" During World War II ." *Journal of Negro*

- History*. 79 (1). 54-70.
- Katznelson, Ira and Mettler, Suzanne (2008) "On Race and Policy History: A Dialogue about the G.I.Bill." *Perspectives on Politics*. 6(3). 519-537.
- Mettler, Suzanne (2005) "The Creation of the G.I. Bill of Rights of 1944: Melding Social and Participatory Citizenship Ideals." *Journal of Policy History*. 17(4) 345-374
- Mettler, Suzanne and Welch, Eric (2004) "Civic Generation: Policy Feedback Effects of the GI Bill on Political Involvement over the Life Course." *British Journal of Political Science*. 34. 497-518.
- Mitchell, Clarence (1954) "The Status of Racial Integration in the Armed Services." *Journal of Negro Education*. 23(3) Next Steps in Racial Desegregation in Education. 203-213.
- Murray, Paul T. (1971) "Blacks and the Draft: A History of Institutional Racism" *Journal of Black Studies*. 2(1), 57-76.
- Onkst, David H. (1998) "First a Negro... Incidentally a Veteran* Black World War Two Veterans and the G.I.Bill of Rights in the Deep South, 1944-1948." *Journal of Social History*. 31(3): 517-543.
- Skocpol, Theda (1997) "The G.I.Bill and U.S. Social Policy, Past and Future." *Social Philosophy & Policy Foundation*. 14. 95-115.
- Serow, Robert C. (2004) "Policy as Symbol: Title II of the 1944 G.I.Bill." *Review of Higher Education*. 27(4), 481-499.
- Stanley, Marcus (2003) "College Education and the Midcentury GI Bills." *Quarterly Journal of Economics*. 118(2). 671-708.
- Tucker, Shuana K. (2002) "The Early Years of the United Negro College Fund, 1943-1960." *Journal of African American History*. 87, New Perspectives on African American Educational History. 416-432.
- Turner, Sarah and Bound, John (2003) "Closing the Gap or Widening the Divide: The Effects of the G.I.Bill and World War II" on the Educational Outcomes of Black Americans." *Journal of Economic History*. 63(1), 145-177.
- Wilson, Reginald (1994) "GI Bill Expands Access for African Americans." *Educational Record*. 75. 32-40.

表 1-1 合衆国が参戦した主な戦争の比較

	南北戦争 (北軍)	米西戦争	第一次 世界大戦	第二次 世界大戦	朝鮮戦争
戦費総額	12,952	6,460	112,000	664,000	164,000
戦費のうち退役軍人への手当	8,580	6,000	75,000	290,000	99,000
兵員数	2,213	307	4,744	16,354	5,764
兵員のうち寡兵	46	*	2,820	10,022	1,560
平均兵役期間	20	8	12	33	19
死亡総数	346,511	2,446	116,516	405,399	54,246
負傷者数	281,881	1,662	204,002	670,846	103,284

アメリカ合衆国商務省編 (1999) 『アメリカ歴史統計』 東洋書林 p. 1140 より筆者作成

* 単位は、戦費総額と退役軍人手当は100万ドル、兵員数、寡兵数は千人、兵役期間は月、死亡総数と負傷者数は人。

表 1-2 退役軍人援護局による退役軍人給付

	総額	補償・年金	保険金, 軍人の 賠償金	再調整手当 (教育・訓練)	再調整手当 (職業訓練)	再調整手当 (失業・ 自営手当)	再調整手当 (貸付保証)
1945	1,140,829	732,535	175,935	8,693	8,348	23,512	*
1946	3,382,777	1,215,688	340,594	350,561	45,087	1,000,909	5,229
1947	6,972,077	1,731,973	328,211	2,122,292	221,147	1,447,916	75,493
1948	7,040,503	1,820,685	676,932	2,498,884	333,313	677,256	64,354
1949	6,987,596	1,891,283	401,454	2,703,862	335,200	509,592	40,038
1950	9,278,335	2,009,462	3,108,957	2,595,728	272,292	138,191	58,671

アメリカ合衆国商務省編 (1999) 『アメリカ歴史統計』 東洋書林 p. 1140 より筆者作成

* 単位は、千ドル

